

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定

障害福祉課

○ 保安林の指定予定

治山課

〃

道路整備課

○ 道路の区域変更

〃

○ 道路の供用開始

〃

### 【公告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

県民生活交通課

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

耕地課

○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧

〃

○ 公共測量の実施

監理課

○ 道路の位置の指定

建築指導課

### 【公安委員会】

○ 警備業法に基づく検定

〃 生活安全企画課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

ファーマシー蒼樹薬局

赤警市桜が丘西二一〇一〇二

平成三十年十二月三十一日

梶谷薬局

倉敷市酒津二七三五

平成三十一年一月四日

◎岡山県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施術所を開設している施術者

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
松田 尚	彩り鍼灸整骨院	総社市中央4-3-110	H30.12.1

◎岡山県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲西町畑木字地蔵畝五三一の一、字大明神五三二の二、五三七、五三九の二、字黒岩五三四の一

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字地藏畝五三一の一（次の図に示す部分に限る。）、字大明神五三九の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町富西谷字山川一六一四の一、一六一六の一、一六一七の一、字井の奥一六一八、一六一九、字井の奥尻一六二〇、字きしなわ一六二一、一六二四から一六二六まで、一六五二の一、一六五二の二、一六五四、一六八一の一、一六八一の二、字大倉一六二二、字井の奥しり一六二八の一、一六二八の二、字岡岩一六八〇、一六八二、字塩滝一六八三から一六八五まで、字川の上一六八八の一、一六八八の二、字田の上一六八九、一六九〇の一、一六九〇の二、一六九一、一六九二、字出合一六九三の一、一六九四の一、一六九五の一、一六九六の一、字はま後一六九八の一、一六九八の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 平成31年1月18日 岡山県公報 第12060号

## ◎岡山県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 加須山中帯江線

三 道路の区域

区 域	新 旧	幅 員	延 長
倉敷市亀山字九割六六四番二地内	新	七・四 （メートル） 一九・五	一八・七
倉敷市亀山字九割六六四番二地内	旧	四・五 （メートル） 一二・〇	一八・七

一 道路の種類 県道

二 路線名 東茅部下福田線

三 道路の区域

区 域	新 旧	幅 員	延 長
真庭市蒜山東茅部字家ノ上一九八〇番一 地先から	新	八・一 （メートル）	四一七・六

平成31年1月18日 岡山県公報 第12060号

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 大戸上中央線  
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市加茂町黒木字茅野六一七番一地从先まで	津山市加茂町黒木字茅野六一七番一地从先まで	新	七・八〇 四〇・三	二五四・七
津山市加茂町黒木字茅野六一七番一地从先まで	津山市加茂町黒木字茅野六一七番一地从先まで	旧	四・八〇 三七・四	二五四・七

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 倉見斉の谷線  
 三 道路の区域

真庭市蒜山東茅部字家ノ上一九八〇番一地从先から	真庭市蒜山東茅部字下田一七〇〇番一地从先まで		二五・九	
真庭市蒜山東茅部字家ノ上一九八〇番一地从先から	真庭市蒜山東茅部字下田一七〇〇番一地从先まで	旧	六・八〇 二二・〇	四一七・六

平成31年1月18日 岡山県公報 第12060号

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 長谷小串線  
 三 道路の区域

玉野市北方字畑一〇六八番四地内	玉野市北方字畑一〇六八番四地内	区 域
旧	新	別 新旧
九・五 一・〇	一〇・六 二二・六	幅員 (メートル)
一七・〇	一七・〇	延長 (メートル)

久米郡美咲町原田字竹成一〇六四番一地 先から 久米郡美咲町原田字竹成一〇五一番一地 先まで	久米郡美咲町原田字竹成一〇六四番一地 先から 久米郡美咲町原田字竹成一〇五一番一地 先まで	区 域
旧	新	別 新旧
一三・〇 一五・〇	一五・五 二一・五	幅員 (メートル)
一三〇・〇	一三〇・〇	延長 (メートル)



# 平成31年1月18日 岡山県公報 第12060号

◎岡山県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区	間	供用開始年月日	県道
大戸上中央線	倉見齊の谷線	東茅部下福田線	藤戸早島線	平成三十一年一月十八日	
久米郡美咲町原田字竹成一〇六四番一地先から 久米郡美咲町原田字竹成一〇五一番一地先まで	津山市加茂町黒木字茅野六一七番一地先から 津山市加茂町黒木字水除ケ五五八番二地先まで	真庭市蒜山東茅部字家ノ上一九八〇番一地先から 真庭市蒜山東茅部字下田一七〇〇番一地先まで	倉敷市藤戸町天城字片原二二〇六番地先から 倉敷市藤戸町天城字片原二二〇三番三地先まで		

〔一二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十一年一月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡山福祉就労センター

三 代表者の氏名

鎌田 富之

四 主たる事務所の所在地

赤磐市東窪田八九―三ドリームプラネットあかいわ二F

五 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者及び高齢者に対して、就労支援に関する事業を行い福祉の増進と向上に寄与することを目的とする。

# 平成31年1月18日 岡山県公報 第12060号

〔一三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

流幹川上（農地耕作条件改善（農業用排水施設）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成三十一年一月十八日から同年二月八日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔二四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により  
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 新見地区 神郷高瀬工区）計画を変更したの  
で、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し  
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 新見地区 神郷高瀬工区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成三十一年一月十八日から同年二月八日まで

三 縦覧の場所

新見市役所

平成31年1月18日 岡山県公報 第12060号

(一五) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局道路部長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

市全域	岡山市全域、玉野	測量区域
成)	公共測量(道路管理データ作	測量の種類
成三十一年三月二十日まで	平成三十年十月十九日から平	測量期間

平成31年1月18日 岡山県公報 第12060号

〔一六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇三三号 平成三十一年一月 九日	浅口郡里庄町大字里見字天神前六三 二七番一	四・〇〇	三五・〇〇

◎岡山県公安委員会告示第三号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十一年一月十八日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（一級）	学科試験	平成三十一年四月二十六日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成三十一年五月十八日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するものうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申

請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地在県内に属する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成三十一年三月十一日（月曜日）から同月十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付



検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第四号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十一年一月十八日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（二級）	学科試験	平成三十一年四月二十六日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成三十一年五月二十五日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

- ア 県内に住所を有する者  
住所地在県内にあることを疎明する書類 一通
- イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの  
従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者  
住所地を管轄する警察署の生活安全課
- (2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの  
営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課  
なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。
- 3 提出期間  
平成三十一年三月十一日（月曜日）から同月十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで
- 四 検定手数料  
一万三千円  
（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。  
なお、検定手数料は、納付後は返還しない。
- 五 受検定員  
三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。
- 六 受検票の交付  
検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。
- 七 問い合わせ先  
1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話（〇八六）二三四一〇一一 内線三〇三四  
2 県内の各警察署の生活安全課
- 八 その他  
1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。  
2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。  
3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。